

## 東京ゼロエミ住宅審査料金表

令和6年6月1日

- 一般料金（一定数以上の審査依頼が見込める場合は減額することがあります）

### 【一戸建て住宅・共同住宅等・複合建築物の新築】（性能規定）

（税込 単位：円）

対象の範囲	物件区分 料金区分		申請区分		
			単独申請の場合	併願申請の場合 ※1	同時申請の場合 ※2
・一戸建住宅 ・併用住宅の住戸部分 (1住戸に限る)	床面積の合計が300㎡未満		44,000	35,200	13,200
	床面積の合計が300㎡以上		49,500	39,600	18,700
・共同住宅等 ・複合建築物の住宅部分	基本料金		55,000	44,000	19,800
	戸当り加算	併願対象住戸※3		8,800	4,400
		単独対象住戸※4		11,000	

- ※1 併願対象は、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物・性能向上計画認定(法第35条)の技術的審査及びBELS評価をいい、いずれかの申請が先行して当機関になされた場合に適用します。
- ※2 設計評価や長期確認の申請と同時に東京ゼロエミ住宅の申請を行う場合に適用します。低炭素や法第35条、BELSとの同時申請の場合は、低炭素等に同時申請の料金を適用し、東京ゼロエミ住宅は単独あるいは併願料金（※1に該当する場合）となります。また、審査中に弊社からの問合せ以外の部分において変更が生じ、再度審査が必要となった場合は、同時申請ではなく「併願申請」の料金とさせていただきます。
- ※3 併願申請や同時申請において他の申請の評価対象になっている住戸のことです。  
但し、低炭素、法第35条、BELSとの同時申請の場合は、※2と同様に全ての住戸が単独あるいは併願料金となります。
- ※4 併願対象住戸以外の住戸をいいます。
- ・ 共同住宅の料金は基本料金を戸当り加算を加えたものとなります。
- ・ 設計変更確認申請は、単独申請の半額の料金とします。共同住宅は基本料金、戸当り加算ともに単独申請時の半額の料金とします。  
変更例①) 2住戸に変更があった場合の料金は、  
 $(55,000(\text{単独基本料金}) + 11,000(\text{単独住戸加算料金}) \times 2) \div 2(\text{半額}) = 38,500\text{円}$  となります。
- ・ 設計確認書及び変更設計確認書の再交付は、1通あたり 3,300円(税込)といたします。
- ・ 地名地番の変更や申請者名の追加等、再審査を要しない変更による設計確認書等の交付は、1通あたり 5,500円(税込)といたします。

### 【工事完了検査】

（税込 単位：円）

対象の範囲	物件区分 料金区分		申請区分		備考
			単独検査の場合	同時検査の場合 ※1	
・一戸建住宅 ・併用住宅の住戸部分 (1住戸に限る)	床面積の合計が300㎡未満		22,000	6,600	
	床面積の合計が300㎡以上		27,500	8,800	
・共同住宅等 ・複合建築物の住宅部分	基本料金		22,000	6,600	基本料金 +検査住戸数 の料金
	戸当り加算	併願対象住戸※2		2,200	
		単独対象住戸		4,400	

- ※1 建設性能評価、又はフラット35の検査と同時に行うことができる場合。
- ※2 建設性能評価、又はフラット35の検査対象になっている住戸